様式３

令和６年度栃木県主任介護支援専門員研修

実務従事期間証明書

社会福祉法人とちぎ健康福祉協会　理事長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　所　　在　　地

　　　　　　　　　　　　　　事業所・施設名

　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

　　　　　　　　　　　　　　担当者職・氏名

　　　　　　　　　　　　　　連絡先電話番号

下記の者が、標記研修の申込みに当たり、常勤・専従の介護支援専門員として実務従事していた期間は、以下のとおりであることを証明します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日 | 昭和・平成  　　　　年　　　月　　　日 |
| 申込者氏名 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 事 業 所 名 |  | | | | | | | | | |
| 事　業　所  所　在　地 | 〒 | | | | | | | | | |
| 専任（管理者との兼務含む）の介護支援専門員として従事した期間 | 年　　　月　　　日から　　　　　年　　　月　　　日まで  ※その内、産休・育休・休職などにより業務に従事しなかった期間  　　　年　　　月　　　日から　　　　　年　　　月　　　日まで  **実務従事期間（　　　　　　年　　　　　ヶ月）** | | | | | | | | | |
| 兼務の介護支援専門員として従事した期間  兼務した職名 | 年　　　月　　　日から　　　　　年　　　月　　　日まで  ※その内、産休・育休・休職などにより業務に従事しなかった期間  　　　年　　　月　　　日から　　　　　年　　　月　　　日まで  **実務従事期間（　　　　　　年　　　　　ヶ月）** | | | | | | | | | |

　※実務従事期間は、令和６年８月３１日までで算出してください。１ヶ月に満たない部分は、切捨ててください。

　※産前休暇、産後休暇、年次有給休暇は実務従事期間の算入対象になりますが、育児休業、傷病休業、介護休業等の休職期間は算入対象になりません。

　　　　　　　　　　　　　裏面の注意事項等を必ずお読みください

【実務従事期間証明書の記入の際に必ずお読みください】

１　専任の従事期間について

専任の介護支援専門員とは、常勤かつ専従の配置の者であり、指定申請書における勤務形態一覧表にて勤務形態が「Ａ」の者とします。ただし、居宅介護支援事業所に勤務している介護支援専門員については、当該事業所の管理者との兼務に限り、該当期間として算定できます。（居宅介護支援事業所以外の事業所・施設の管理者や他の職種（生活相談員・看護師等）との兼務の期間は算定できません。）

２　勤務していた事業所（法人）が廃業してしまい、実務従事期間証明書の作成ができない場合について

実務従事期間証明書が提出不可能な場合は、当該期間を実務従事期間として算入することはできません。ただし、当時の責任者や相続人、破産管財人等、勤務実績が確認できる書類を保管している方に証明が得られる、以下の①～③すべての書類の提出により、実務従事期間を判断します。

　①実務従事期間証明書（保管書類を元に当時の責任者等に作成してもらってください。）

　②事業所の存在及び証明者を確認できる書類（公的機関に提出した事業所の「開設届」「廃業届」、法人の「登記簿謄本」等の写し）

　③受講申込者が事業所に在籍していたこと及び業務内容が確認できる書類（「源泉徴収票」「給与明細書」「出勤簿」等）

３　記入上の注意点

　①受講申込者が自書したものは、無効となります（ただし、申込者と証明権限を有する者が同一の場合を除く）。

　②証明権限を有する者の代表者印の無いものは、無効となります。

　③記入漏れや不明なものがあり、確認できない場合は、無効となります。

　④訂正する場合は、証明権限を有する者の訂正印を押印して下さい。修正液等の使用による修正は、無効となります。

　⑤異動等により複数の事業所での従事期間がある場合は、それぞれの勤務先での実務従事期間証明書が必要です。その場合、この用紙をコピーして使用してください。

**《介護支援専門員の実務経験の定義等について》**

下記の事業所又は施設において介護支援専門員として介護サービス計画書の作成を含む一連のケアマネジメントを行うことを指します。下記の事業所又は施設で就労している場合であっても、要介護認定の調査業務のみを行っている場合や、利用者・サービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行う等、介護サービス計画書の作成を行っていない場合は、実務経験として認められません。

＝事業所・施設一覧＝

①居宅介護支援事業所

②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者

③小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業者

④介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

⑤介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者

⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型サービス事業者

⑦介護予防支援事業者

⑧地域包括支援センター

⑨看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型サービス事業者

⑩定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型サービス事業者